

令和4年3月11日

報道機関各位

危機管理局原子力安全対策課長

六ヶ所ウラン濃縮工場に関する定期検査結果報告書について

日本原燃（株）から安全協定に基づく報告がなされたので、別紙のとおりお知らせします。

○六ヶ所ウラン濃縮工場
定期検査結果報告書

報道機関用提供資料（連絡先）		
担当課		危機管理局原子力安全対策課 課長代理 熊沢晋家
電話番号	（内線）	6 4 8 7
	（直通）	0 1 7 - 7 3 4 - 9 2 5 3
報道監		危機管理局 次長 坂本敏昭

定期検査結果報告書

2021濃運発第145号

令和4年3月11日

青森県 危機管理局
原子力安全対策課長
竹ヶ原 仁 殿

日本原燃株式会社
常務執行役員
濃縮事業部長
鶴来 俊弘

六ヶ所ウラン濃縮工場周辺地域の安全確保及び環境保全に関する協定第10条第1項の規定に基づく細則第6条第1項の定期検査の実施結果について別紙のとおり報告します。

六ヶ所ウラン濃縮工場 定期検査実施結果

1. 実施期間

令和3年6月22日～令和4年2月10日

2. 工程表

年月	令和3年			令和4年
	4～6月	7～9月	10～12月	1～3月
全体工程	—————			

3. 検査結果

検査項目	検査結果
火災等による損傷の防止に係る検査	火災等による損傷の防止に係る所定の機能が維持されていることを確認した。
搬送設備に係る検査	核燃料物質を搬送する設備に係る所定の機能が維持されていることを確認した。
警報設備等に係る検査	警報する設備等に係る所定の機能が維持されていることを確認した。
廃棄施設に係る検査	放射性廃棄物を廃棄する設備に係る所定の機能が維持されていることを確認した。
換気設備に係る検査	換気設備に係る所定の機能が維持されていることを確認した。
非常用電源設備に係る検査	発電設備または無停電電源装置に係る所定の機能が維持されていることを確認した。
通信連絡設備に係る検査	通信連絡設備に係る所定の機能が維持されていることを確認した。

4. 特記事項

特になし。